

日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について①

資料 1 - 3

日本	フランス	ドイツ
<p><1 主な適用要件> 原則、以下の要件を満たす雇用者 ○ 31日以上の雇用見込みがあること ○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p>	<p><1 主な適用要件> 雇用契約を結んでいる民間の賃金労働者</p>	<p><1 主な適用要件> 法定老齢年金支給開始年齢未満で月収450ユーロ超の労働者</p>
<p><2 主な受給要件> ①離職日前2年間において、通算12か月以上の被保険者期間があること（倒産・解雇等による離職の場合、6か月以上の被保険者期間がある） ②公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行っていること ③労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態にあること</p>	<p><2 主な受給要件> ①以下のとおり、年齢別で一定の被保険者期間があること ○53歳未満 離職日前28か月間で、88日（または610時間）以上 ○53歳以上 離職日前36か月間で、88日（または610時間）以上 ②原則として正当な理由なく自己都合で離職した者でないこと ③雇用契約の終了から原則1年以内に求職者登録し、PPAE（再就職支援計画）に記載された訓練への参加と月1回の更新を行い、積極的かつ継続して求職活動を行っていること ④身体的に仕事に就く能力があること ⑤原則として年金受給開始年齢に達していないこと</p>	<p><2 主な受給要件> ①離職日前30か月において通算12か月以上の被保険者期間があること ②雇用エージェンシーに失業登録をしていること ③労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態（※）にある ※就労していないもしくは就労時間が（合算して）週15時間未満であること</p>
<p><3 給付日数> 年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。</p>	<p><3 給付日数> 被保険者期間の日数が給付日数となるが、以下のとおり、年齢別で給付日数の上限が設定されている。 ○53歳未満 : 24か月（730日） ○53歳以上 : 30か月（913日） ○55歳以上 : 36か月（1095日）</p>	<p><3 給付日数> 以下のとおり、失業前5年間の被保険期間及び年齢によって変動する。 12か月：給付6か月 ～24か月：給付12か月 また、 50歳以上で30か月：給付15か月 55歳以上で36か月：給付18か月 58歳以上で48か月：給付24か月</p>

日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について②

日本	フランス	ドイツ
<p><4 給付水準> 離職前賃金（離職日前6か月間の給与をもとに算定する。）の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%。)</p>	<p><4 給付水準> 離職前の賃金(離職日前12か月間の給与をもとに算定した参考給与日額。)及び勤務形態(フルタイム, パートタイム等)に基づいて算定。以下のいずれかのうち高い方が算定額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 離職前日額賃金の40.4% + 12.12€ 又は 2 離職前日額賃金の57% <p>※最低給付日額は29.56€ ※最低給付日額が離職前賃金日額の75%を超える場合は、75%</p>	<p><4 給付水準> 従前の手取賃金の67%（扶養する子がない場合は60%）（賃金は、離職日前12か月の収入から算定する。）</p>
<p><5 給付制限></p> <p>自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。また、①公共職業安定所が紹介した職業に就くこと②公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること③公共職業安定所が行う職業指導を受けること、を正当な理由なくして拒否した場合には、1か月以内の給付制限がかかる。</p>	<p><5 給付制限></p> <p>合理的理由なく雇用センターとの面談への欠席や求人への応募の拒否等、積極的に求職活動を行わない場合には、手当支給の中断（求職者リストからの抹消）、手当の減額等の措置をとることがある。</p> <p>（※正当な理由なく自己都合で離職した者については、原則給付されない）</p>	<p><5 給付制限></p> <p>合理的理由なく、雇用エージェンシーから要求された求職活動等を行わなかった、失業者が就労関係を解消した、職業紹介や面接を拒否した場合、1～12週間の支給停止となる。</p>

日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について③

日本	フランス	ドイツ
<p><6 失業認定の運営組織・仕組み></p> <p>○運営組織 公共職業安定所（厚生労働省）</p> <p>○失業認定の仕組み 4週間に1回、公共職業安定所に出頭して、失業状態にあることの認定を行う。</p> <p>※失業の認定に当たっては、原則2回以上の応募、職業相談などの求職活動実績が必要。</p>	<p><6 失業認定の運営組織・仕組み></p> <p>○運営組織 雇用センター</p> <p>○失業認定の仕組み 毎月1回、雇用センターのサイトにおいて求職活動の状況を更新。 このほか、PPAE（再就職支援計画）に沿った職員との面談等を実施。その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回の面談については対面での実施が優先（ロックダウン時には遠隔） ・2回目以降の面談については対面・遠隔の双方があり得る <p>※求職者との接触頻度やフォローアップについて、必要性に応じて対応。最も強力なサポートが必要な者には、定期的な対面での面談が必須。</p>	<p><6 失業認定の運営組織・仕組み></p> <p>○運営組織 連邦雇用エージェンシー</p> <p>○失業認定の仕組み オンライン又は対面で失業登録。 失業給付の申請・給付期間中は、雇用エージェンシーへの協力義務が存在し、申請書には事実を記載する必要があるほか、雇用庁の求めがあった場合には本人の出頭、健康診断、心理検査等が必要となる場合がある。</p> <p>※失業給付を受けるためには、常時職業紹介所の紹介を受けられる状態（毎営業日、雇用庁から連絡が取れる状態）であることが必要。</p>
<p><7 保険料率></p> <p>原則 1.55%（うち失業等給付分0.8%）</p> <p>※令和4年度は0.95/1.35%（0.2/0.6%） （年度前半/後半の率）</p> <p>※雇用保険二事業分0.35%は事業主負担、それ以外は労使折半</p>	<p><7 保険料率></p> <p>事業主負担 4.05%（2021年）</p> <p>※このほか一般社会拠出金（CSG）からの拠出があり、これが導入された2019年以降、労働者負担は廃止。</p>	<p><7 保険料率></p> <p>原則 2.4%（2022年12月まで）</p> <p>※労使折半</p>

（注）ドイツ、フランスについては、雇用保険給付の終了後直ちに、政府の一般財源によって運営される失業扶助がある。

なお、日本は雇用保険給付の終了後については、求職者支援制度によって対応している。

資料出所：『データブック国際労働比較2022』（労働政策研究・研修機構）、『海外情勢報告2020』（厚生労働省）等

(参考1) 主要国の職業紹介機関の体制

職業安定機関の職員1人当たり労働力人口及び失業者数を比べると、**ハローワークの職員数は欧州主要国の1/3～1/10程度。**

	名称	機関数 (箇所)	職員数 (人)	労働力 人口 (千人)	職員1人 当たり 労働力人口 (人)	機関1箇所 当たり 労働力人口 (人)	失業者数 (千人)	職員1人 当たり 失業者数 (人)	機関1 箇所当 たり失 業者数 (人)	失業率 (%)
イギリス	雇用年金省	713	24,859 (約31,000)	33,810	1,360 (1,091)	47,419	1,416	57 (46)	1,985	4.2
ドイツ	連邦雇用機関	766	82,800 (95,000)	43,127	521 (454)	56,302	1,771	21 (19)	2,312	4.1
フランス	公共職業安定所 (雇用局)	1,040	51,033 (55,910)	28,812	565 (515)	27,704	2,810	55 (50)	2,702	10.1
アメリカ	各州の職業安定機関	2,441	- (注2)	159,191	-	65,215	7,753	-	3,176	4.9
スウェーデン	職業安定所 (雇用仲介庁)	約250	(14,316) (注3)	5,277	(369)	21,108	366	(26)	1,464	6.9
日本	公共職業安定所	544	10,666 (26,363)	66,730	6,256 (2,531)	122,665	2,080	195 (79)	3,824	3.1

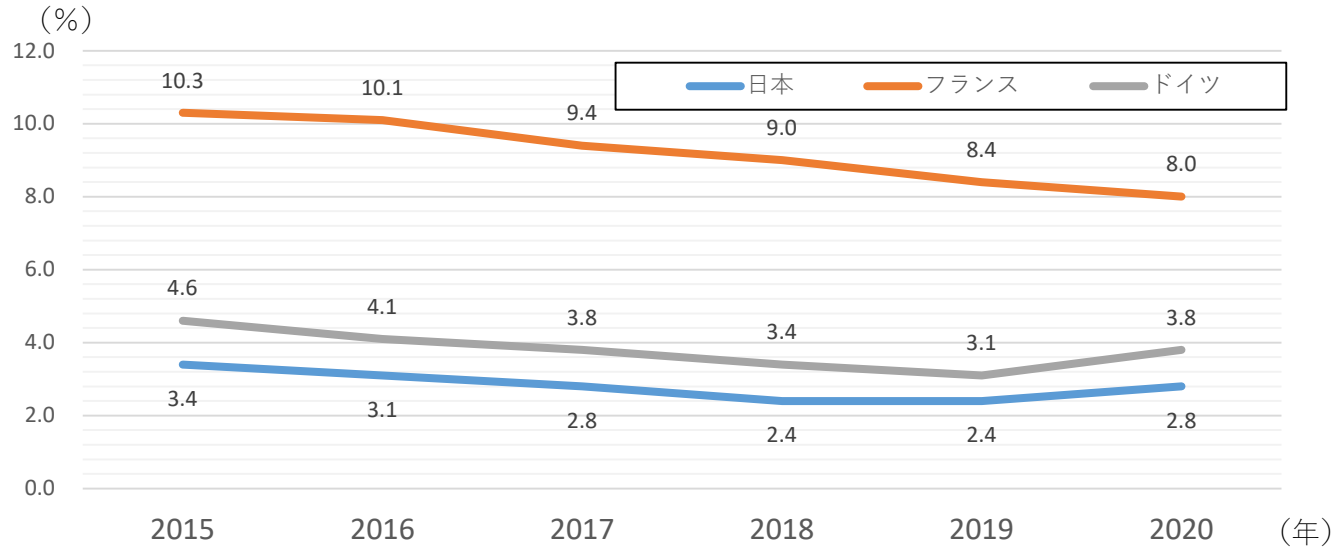
(注1) 職員数、職員1人当たり労働力人口及び失業者数欄の()内の数字は、非常勤職員等を含む人数。

(注2) 各州単位で公共職業紹介機関の設置を行っているため、全体の職員数については不明。なお、1997年当時の職員数は約70,000人。

(注3) 職員と非常勤職員等の内訳は不明。

(資料出所) 各国ホームページ上の各種統計資料等をもとに、厚生労働省作成(2016年時点。なお、イギリスのみ職業紹介機関数を除き2018年時点)。

1. 失業率の推移



2. 年齢階層別失業率の比較 (2020年)

